第34回
定時株主総会
招集ご通知

開催日時

2021年6月30日（水曜日）
午前10時

開催場所

東京都千代田区丸の内三丁目2番1号
東京會舘　丸の内本舘7階　サクラ

※第33回定時株主総会と会場が違いますので、
末尾の会場ご案内図をご参照いただき、
お間違いのないようご注意願います。

目　　次

株主総会招集ご通知　…… 1
事業報告　…… 3
連結計算書類　……36
計算書類　……40
監査報告書　……43
株主総会参考書類
＜会社提案（第1号議案）＞
第1号議案
補欠監査役1名選任の件　……49
＜株主提案（第2号議案）＞
第2号議案
剰余金の処分の件　……50

新型コロナウイルスの感染が懸念されている状況に鑑み、ご自身の健康状態にご留意いただき、風邪のような症状が見られる場合や体調がすぐれない場合などには、ご無理をなさらず、ご来場を見合わせていただき、書面によって議決権を行使いただくことをご検討ください。
また、当日は、感染拡大予防のため、体温測定、マスク着用、アルコール消毒などの措置をとらせていただきますので、ご協力賜りますよう、お願い申し上げます。

今回の株主総会ではお土産配布を行っておりません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

日本アジアグループ株式会社
証券コード：3751

（証券コード：3751）
2021年６月14日

株　主　各　位

東京都千代田区丸の内三丁目１番１号
日本アジアグループ株式会社
代表取締役会長兼社長　山　下　　哲　生

第34回定時株主総会招集ご通知

拝啓　日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第34回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年６月29日（火曜日）午後５時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．　日　　時　　2021年６月30日（水曜日）午前10時

２．　場　　所　　東京都千代田区丸の内三丁目２番１号
東京會舘　丸の内本館７階　サクラ
※第33回定時株主総会と会場が違いますので、末尾の会場ご案内図をご参照いただき、お間違いのないようご注意願います。

３．　会議の目的事項

報 告 事 項
１．　第34期（2020年４月１日から2021年３月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．　第34期（2020年４月１日から2021年３月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

＜会社提案（第１号議案）＞
第１号議案　補欠監査役１名選任の件

＜株主提案（第２号議案）＞
第２号議案　剰余金の処分の件

以　上

＜新型コロナウイルス（COVID-19）の感染拡大防止対策へのご協力のお願い＞

・新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、可能な限り書面による議決権の事前行使をお願いするとともに、株主総会当日のご来場をお控えいただきますようお願い申しあげます。
・ご高齢の方や基礎疾患のある方、妊娠されている方、体調にご不安のある方におかれましては特に、株主総会当日のご来場をお控えくださいますよう強くお願い申しあげます。
・当日ご来場される株主様におかれましては、マスクをご持参・ご着用のうえ、受付において検温及びアルコール消毒のご協力をお願い申しあげます。
・発熱等の体調不良がみられる場合や、マスク着用・消毒等の感染拡大防止対策へのご協力を得られない場合は、入場をご遠慮いただきますので、あらかじめご了承ください。
・株主総会会場では、感染拡大防止の観点から、間隔をあけた座席配置とするため、ご用意できる席数が少なくなっております。そのため、当日の状況により、やむを得ずご入場いただけない場合がございます。
・ご出席の株主様向けのお土産のご用意はございませんので、予めご了承ください。

（お願い）　当日ご出席の際は、お手数ながら同封の「議決権行使書用紙」を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

（お知らせ）本招集ご通知に際して提供すべき書面のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス https://www.japanasiagroup.jp/）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。なお、本招集ご通知の提供書面に記載しております連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査役が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。

（お知らせ）招集通知添付書類及び株主総会参考書類の記載事項を修正する必要が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス https://www.japanasiagroup.jp/）に掲載させていただきます。

（添 付 書 類）

事　業　報　告

（2020年 4 月 1 日から
2021年 3 月31日まで）

1．企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経緯及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う経済活動の停滞等により、依然として厳しい状況で推移いたしました。

当社グループは、安心・安全で持続可能なまちづくり「Save the Earth, Make Communities Green」を目指しております。地球環境を取り巻く問題を解決すること、そして技術革新が開く新たな社会や市場を先見しその革新を支援・推進すること、によって持続可能なまちづくりへ貢献しております。

この基本方針の下、事業構造の変革を進めてきた当社グループは、「世界規模の“グリーン・コミュニティ創造会社”として気候変動対策とSDGs行動を通じて企業価値向上と社会課題解決を実現すること」を中期的な経営目標の中心に据えております。事業のセグメントとして、「空間情報事業」、「グリーン・エネルギー事業」、「森林活性化事業」の３つに分類しております。

当社グループの業績は、グリーン・エネルギー事業において、売電事業は順調に拡大し、安定した収益を計上したものの、新型コロナウイルス禍により、株式会社ザクティにおいて2020年３月期後半に収益の下支えとなった新商品（360°ドラレコ）が消費低迷の影響を受けたことや、価格競争力の低下で利益が計画を下回ったことに加え、株式会社エオネックス及び株式会社利水社の株式譲渡に伴う非連結化、さらにはJAG国際エナジー株式会社の新電力事業における電力仕入れ価格の高騰に伴う費用増加もあり、前期比で売上高は減収、営業利益は減益となりました。

一方、経常利益は、雇用調整助成金や借入金圧縮による支払利息の減少もあり、前期比で増益となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、前期に実施した所有する不動産及び保有有価証券の売却による特別利益の反動、欠損金を抱える株式会社ザクティが連結納税対象外であることから、前期比で減益となりました。

このような結果、当連結会計年度（2020年４月１日から2021年３月31日まで）の当社グループの業績は、売上高が前期比6.9％減の91,146百万円（前期の売上高97,887百万円）、営業利益は2,318百万円（前期の営業利益2,456百万円）、経常利益は1,026百万円（前期の経常利益553百万円）となりました。また親会社株主に帰属する当期純損失は310百万円（前期の親会社株主に帰属する当期純利益1,991百万円）となりました。

各セグメントの業績は次のとおりであります。

事業別	売上高	営業利益
空間情報事業	58,748百万円	△1,299百万円
グリーン・エネルギー事業	18,234百万円	3,243百万円
森林活性化事業	14,127百万円	436百万円

＜空間情報事業＞

当セグメントにおいては、国際航業株式会社がSDGsを先導するアジアNo.１の空間情報技術企業を目指し、2030年ビジョンとして「情報をつなげる力で、人・社会・地球の未来をデザインする」を掲げ、航空測量技術や建設コンサルティングのノウハウを連携させた事業を多くの領域にて展開しております。目的に応じ衛星や航空機、ドローン、車、船等で「測（量）る」、それらにより取得した情報（データ）を技術者が「分析・解析する（診る）」、収集・分析した情報をもとに、国土保全や地球環境保護、都市開発、防災対策等、私たちの生活に結び付く課題解決に「役立て」ています。株式会社ザクティでは、デジタルムービー/カメラを中心とした従来からのOEM/ODM供給は継続しながら、新たな市場開拓としてウェアラブルカメラ等、自社ブランドの業務用製品（マシン・アイ）の開発・製造・販売にも注力しております。

国際航業株式会社では、「防災・減災対策、国土強靭化のための公共事業予算」の順調な執行に伴う案件確保、大型のデジタルツイン案件の受注や、ファシリティマネジメント

関連のデータ整備事業等が好調であった一方、前述した株式会社エオネックス、及び株式会社利水社の株式譲渡に伴う非連結化もあり減収となりました。コスト面では継続した生産性改善や営業活動などに関わる費用の低減により一層努めました。株式会社ザクティにおいては、デジタルカメラ市場の縮小によりOEM/ODM製品の販売数減少による受注減の影響が大きいことに加え、新型コロナウイルス感染症拡大の影響でオリジナルブランドのウェアラブルカメラを中心とした業務用製品（マシン・アイ）の営業活動が抑制されたこと等により、売上高は大幅に減少し、損失が継続する結果になりました。

このような活動の結果、当連結会計年度の業績は、受注高は前期比12.6％減の61,450百万円（前期の受注高70,281百万円）、売上高は前期比14.1％減の58,748百万円（前期の売上高68,351百万円）、セグメント損失は1,299百万円（前期のセグメント損失1,376百万円）となりました。

＜グリーン・エネルギー事業＞

当セグメントにおいては、JAG国際エナジー株式会社を中心として、再生可能エネルギーを源とした売電事業のほか、自治体と協力して地産地消型の電力供給を目的とする地域創生関連事業を行っております。

当第４四半期においては、太陽光を中心とした発電施設開発を進めた結果、千葉県印西市本埜小林（0.9MW）、熊本県阿蘇郡高森町（1.9MW）で太陽光発電所を新たに竣工しました。これにより当社グループの稼働済み発電所は、合計で108箇所となり、出力規模で252.4MWを超える規模となりました。地域活性化に寄与する新電力会社も含めた電力小売事業は、供給量ベースで72,896kWを超える規模に拡大しましたが、電力仕入れ価格の上昇に伴い収益性が急速に悪化しました。

このような活動の結果、昨年度末に竣工した大型発電所の貢献や今年度に竣工した発電所の増加及び、好天による影響で太陽光発電所が安定して稼働したことにより、売上高は前期比17.3％増の18,234百万円（前期の売上高15,542百万円）となった一方、新電力事業での電力仕入れ価格の高騰に伴う費用の増加等もあり、セグメント利益は前期比4.0％減の3,243百万円（前期のセグメント利益3,378百万円）となりました。

＜森林活性化事業＞

当セグメントにおいては、JAGフォレスト株式会社が森林を自社で保有し、地域の林業事業体と連携した林業生産事業に取り組んでいるほか、森林不動産売買サイト「森林.net」の運営事業を展開しております。また、新潟県の株式会社坂詰製材所が製材、プ

レカット、木造建築事業を、岩手県の株式会社木村産業が木造住宅用下地材の製造・販売事業を、さらに、兵庫県の株式会社KHCがマルチブランド戦略による戸建住宅事業をそれぞれ展開しております。

当第４四半期においては、株式会社坂詰製材所及び株式会社木村産業において、大雪の影響で経済活動に一部制限がかかり生産力は低下しました。株式会社KHCは、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、新規受注活動が大きく制約を受けたほか、着工遅延も発生するなど、厳しい経営環境下での事業活動となりました。しかしながら、第２四半期後半から顧客の反応も徐々に改善し受注も回復したことから、受注済み工事の進捗管理を徹底し、売上高の確保に努めました。またJAGフォレスト株式会社の自社保有林では、林業生産での新たな施業方法に挑戦、森林不動産事業では「森林.net」サイトを活用し、森林不動産取引支援の拡大に努めました。

このような活動の結果、売上高は前期比1.2％増の14,127百万円(前期の売上高13,955百万円)、セグメント利益は前期比17.1％減の436百万円（前期のセグメント利益525百万円）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度は、3,754百万円の設備投資を実施しました。その主なものは、グリーン・エネルギー事業における太陽光発電施設の開発等であります。

③ 資金調達の状況

当社グループは、必要資金を金融機関借入及び社債等により調達しております。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区　　分	第 31 期 (2018年３月期)	第 32 期 (2019年３月期)	第 33 期 (2020年３月期)	第 34 期 (当連結会計年度) (2021年３月期)
売上高 (百万円)	73,318	102,025	97,887	91,146
経常利益又は経常損失(△) (百万円)	1,426	△193	553	1,026
親会社株主に帰属する当期純利益又は当期純損失(△) (百万円)	1,448	△2,491	1,991	△310
１株当たり当期純利益又は当期純損失(△) (円)	54.12	△92.77	74.11	△11.55
総資産 (百万円)	155,121	172,344	163,383	159,585
純資産 (百万円)	31,660	32,196	26,888	25,636
１株当たり純資産額 (円)	1,046.81	989.06	862.81	816.53

② 当社の財産及び損益の状況

区　　分	第 31 期 (2018年３月期)	第 32 期 (2019年３月期)	第 33 期 (2020年３月期)	第 34 期 (当事業年度) (2021年３月期)
売上高 (百万円)	4,750	4,440	2,942	2,182
経常利益又は経常損失(△) (百万円)	1,842	1,000	△1,560	△939
当期純利益又は当期純損失(△) (百万円)	2,055	△5,630	△3,397	△852
１株当たり当期純利益又は当期純損失(△) (円)	76.80	△209.67	△126.41	△31.72
総資産 (百万円)	57,138	53,764	38,330	33,057
純資産 (百万円)	26,641	20,113	15,754	14,821
１株当たり純資産額 (円)	995.13	748.41	586.25	551.67

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金又は出資金	出資比率	主要な事業内容
国際航業株式会社	16,729百万円	100.00%	空間情報・社会基盤整備 (空間情報事業)
株式会社ザクティ	100百万円	100.00%	OEM/ODM事業 (空間情報事業)
JAG国際エナジー株式会社	100百万円	100.00%	再生可能エネルギー発電施設の開発 (グリーン・エネルギー事業)
株式会社KHC	465百万円	54.36%	戸建住宅の設計・施工・販売 (森林活性化事業)

(注) 1.「主要な事業内容」欄には、セグメントの名称を記載しております。
2. 当連結会計年度末の連結対象は、上記の国際航業株式会社、株式会社ザクティ、JAG国際エナジー株式会社、株式会社KHCの４社を含む連結子会社99社、持分法適用関連会社３社であります。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

会社名	住所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
国際航業株式会社	東京都千代田区六番町２番地	15,651百万円	33,057百万円

(4) 対処すべき課題

当社グループは、３月１日に「当社の企業価値の向上及び株主還元に係る施策等に関するお知らせ」に記載した通り、中心的事業会社株式の大部分を売却した後の当社グループを「第二創業期」と捉え、現経営陣のリーダーシップの下、当社グループの株主の皆様に加え、顧客、取引先及び従業員や地域社会の方々も含む全てのステークホルダーの皆様の利益に資するべく、ステークホルダー価値としての企業価値の最大化を図りつつ、地球的課題に挑む「グリーン・コミュニティ創造」会社を目指します。従来から掲げていた当社グループの３つのセグメント（森林活性化事業、空間情報事業及びグリーン・エネルギー事業）については、さらに一歩進めて、「森林活性化事業」を「スマート・フォレスト事業」として当社グループのコア事業と位置づけた上で、「空間情報事業」を「イメージ・センシング事業」とし、「スマート・フォレスト事業」とともに育成、成長させる社会価値追求型の新たなベン

チャー事業と位置づけ、「グリーン・エネルギー事業」については引き続き再生可能エネルギー開発の推進に向け取り組んでまいります。

当社グループは、「イメージ・センシング事業」、「グリーン・エネルギー事業」、「スマート・フォレスト事業」の３つの事業をコアとして独自の技術、金融ノウハウ及び顧客基盤を通じて、コンサルティングに止まることなく新規の事業、サービスを創造していく力を活かし、グループの付加価値を最大限に高め、各事業会社の潜在力を顕在化し、収益力向上を実現いたします。またSDGs行動の強化を通じ持続的な企業価値の向上と社会課題の解決に向け、財務指標と非財務指標の設定/達成の実現を目指しております。

① 新型コロナウイルス感染症拡大による影響への対策

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による、我が国における一般消費者の消費マインドの低下に伴い、民間企業からのOEM/ODM製品等の大幅な需要減少や出荷停滞及び部材不足による納品の遅れ、国内外の各事業への投資の先送りなど、関連事業が受ける影響は今後も拡大することが予想されます。

このように先行き不透明な状況の中、当社グループは、各事業について、成長可能性に対して正面から取り組み、成果を上げるために必要な経営資源（ヒト・モノ・カネ）の投入が必要であると認識しております。

② 事業資金の調達

当社は、当社の企業価値の向上及び株主還元に係る施策の一つとして、当社の子会社であるJAG国際エナジー株式会社（以下「JAG国際エナジー」といいます。）及び国際航業株式会社（以下「JAG国際エナジーと併せて「対象子会社」といいます。）の株式の大部分を入札形式で売却する方針を決議しておりますが、JAG国際エナジーの売却につきましては、JAG国際エナジーの当社グループにおける重要性に鑑み、JAG国際エナジーの株式の売却に係る契約について本定時株主総会後の臨時株主総会で株主の皆様のご承認をいただく方針に変更いたしました。

対象子会社の株式の売却代金をもって、株主の皆様への大幅な還元策を実施すること、及び「第二の創業」を実行する上での事業資金とすることを予定しておりましたが、対象子会社の株式の売却に係る契約については、いずれも本定時株主総会後の臨時株主総会で株主の皆様のご承認をいただく方針といたしました。このため、今後の資金調達に支障が生じる可能性があり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しておりますが、金融機関との協力体制を構築し、十分な運転資金が見込める状態であることから、資金繰りの懸念はありません。

以上により、継続企業の前提に関する不確実性は認められないものと判断しております。

③ 空間情報事業における事業基盤の強化

建設関連業界における将来の担い手不足に加え、激甚災害対策等、日々変容を遂げる社会課題への対応策として、省人化/デジタル化といったニーズが日本国内において求められており、測量に加え、空間情報に紐づいた事業領域分野でもデジタル化の重要性が増してくることが予想されます。そのような中、DX（デジタル・トランスフォーメーション）化が深化する中でのAI、RPA（ロボティック・プロセス・オートメーション）、IoT等の及ばない領域での協業や水平・垂直のオープンな取組みを推進する必要性を認識しております。また、収益管理を含めた経営の見える化やそれを実現/管理する経営人財の育成、また、同社の強みの源泉である技術力及び人財力をさらに磨き上げることで、中長期的な成長のための事業基盤を整える必要性があると認識しております。

④ イメージ・センシング事業における事業改革

従来コア事業であった消費者向けデジタルカメラの需要は、スマートフォンの普及により需要が減退していることに加え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により下落が加速され、事業変容による業績の回復はさらに遅れる見込みとなり、現時点では協業や補完作業の成果は得られておりません。その一方、IoT時代のセンサーとしてのデジタルカメラ技術は、マシン・アイ等の「社会の眼」を実現する技術として、ますますその存在価値を増していくことが見込まれます。これまでカメラ製造業として培ってきたASIC（特定用途向け集積回路）開発技術や、ジンバル（安定化）技術等の独自の技術を活用した自社ブランドの業務用イメージ・センシング製品や、製造業や現場での映像ソリューションの提供を通じた新たな市場開拓が急務であると認識しております。

上記の課題に適切に対処することにより、さらなる発展のための事業構造の変化と企業価値の向上を図る所存です。

(5) 主要な事業内容（2021年３月31日現在）

事業の種類別セグメントの名称	主要な事業内容
空間情報事業	空間情報を活用したエネルギー、防災・環境保全、社会インフラ、行政マネジメントに関する業務、OEM/ODM事業
グリーン・エネルギー事業	太陽光発電所等の企画・開発･運営事業、売電事業
森林活性化事業	森林活性化事業、戸建住宅事業等

(6) 主要な営業所等（2021年３月31日現在）

① 当社

本社	東京都千代田区丸の内三丁目１番１号

② 子会社

事業の種類別セグメントの名称	会社名	本社所在地
空間情報事業	国際航業株式会社 国際文化財株式会社 株式会社東洋設計 明治コンサルタント株式会社 株式会社ザクティ	東京都千代田区 東京都千代田区 石川県金沢市 北海道札幌市 大阪府大阪市
グリーン・エネルギー事業	JAG国際エナジー株式会社 JAGインベストメントマネジメント株式会社 KOKUSAI EUROPE GmbH	東京都千代田区 東京都千代田区 ベルリン（ドイツ）
森林活性化事業	JAGフォレスト株式会社 株式会社坂詰製材所 株式会社KHC	東京都千代田区 新潟県阿賀野市 兵庫県明石市

(7) 使用人の状況（2021年３月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業の種類別セグメントの名称	従業員数（名）	
空間情報事業	4,159	(1,031)
グリーン・エネルギー事業	176	(24)
森林活性化事業	233	(45)
その他	9	(3)
全社（共通）	28	(5)
合計	4,605	(1,108)

（注）１．従業員数は就業人数（出向者を除き、出向受入者を含む。）であり、臨時雇用者数は（ ）内に年間平均雇用人数を外数で記載しております。
２．臨時雇用者には、パートタイマー及び非常勤雇用者を含み、派遣社員を除いております。
３．全社（共通）として、記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。
４．連結子会社の役員人数94名を除いております。

② 当社の使用人の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
28名	58名減	44.4歳	9.9年

（注）１．従業員数は就業人員（出向者を除き、出向受入者を含む。）で記載しております。
なお、従業員数に使用人兼務取締役、顧問、臨時雇用者を含んでおりません。
２．平均勤続年数の記載は、2009年２月に実施した三社合併の被合併会社からの勤続期間及び出向受入者の連結子会社における勤続年数を通算して算出しております。
３．従業員数の減少の主な理由は、当社への出向を解除したことによるものです。

(8) 主要な借入先の状況（2021年３月31日現在）

借入先	借入金残高
日立キャピタル信託株式会社	14,248百万円
株式会社りそな銀行	12,240百万円
株式会社みずほ銀行	7,476百万円
株式会社広島銀行	5,359百万円

（注）日立キャピタル信託株式会社の借入残高は、すべてプロジェクトファイナンス（太陽光発電事業を裏付としたノンリコース・ローン）に係る調達であります。

(9) 剰余金の配当等に関する方針等

当社は、2021年３月１日付「当社の企業価値の向上及び株主還元に係る施策等に関するお知らせ」及び同日付「剰余金の配当（特別配当）、剰余金の配当（特別配当）及び臨時株主総会招集に係る基準日設定並びに株主還元方針に関するお知らせ」にて公表いたしましたとおり、対象子会社の株式の大部分を戦略的に売却した後、対象子会社以外の当社グループの事業（以下「JAG継続事業」といいます。）をコア事業とする「第二の創業」にチャレンジし、当社の企業価値の向上を目指すとともに、「第二の創業」に取り組むにあたり、当社のミッション及びビジョンをご支援いただいてきた株主の皆様に対する大幅な株主還元を実施していく方針を策定いたしました。

当社は、配当については業績に適応した水準であること、及び中長期的な視点から安定的に継続することを基本としつつ、競争力、事業環境、財務体質等を勘案し総合的に決定することを基本方針としておりましたが、上記各プレスリリースにて公表いたしましたとおり、現時点では、手元資金に加え、対象子会社の株式の売却による対価等を原資とし、企業価値向上の施策の実行に必要なJAG継続事業の再建・成長資金、一部の有利子負債の弁済資金等を除き、その全てを株主の皆様へ還元させていただくことを考えております。

その施策の一つとして、当社は１株当たり300円の特別配当を実施することを決定し、かかる議案を2021年４月28日開催の臨時株主総会に付議いたしました結果、当該議案は賛成多数で可決され、同月30日を効力発生日として、特別配当が実施されております。

当社としては、このような株主還元方針に基づき、期間損益も踏まえたうえで配当等の株主還元を行っていく予定です。

なお、2021年３月期の期末配当につきましては、2021年３月22日付「2021年３月期配当予想の修正（無配）及び株主優待制度の継続に関するお知らせ」にて公表いたしましたとおり、同方針に基づき今後も十分な株主還元が実現できると考えたことから、同日開催の当社取締役会において、期末配当を行わないことを決議しております。

2．株式に関する事項

① 発行可能株式総数　67,853,480株
② 発行済株式の総数　27,763,880株
③ 株主数　7,051名
④ 大株主（上位10名）

株　主　名	持　株　数	持 株 比 率
株式会社シティインデックスイレブンス	4,213,200株	15.35%
JAPAN ASIA HOLDINGS LIMITED	2,624,800株	9.56%
藍澤證券株式会社	2,088,760株	7.61%
株式会社エスグラントコーポレーション	1,714,000株	6.24%
株式会社南青山不動産	1,360,000株	4.95%
INTERACTIVE　BROKERS　LLC	1,300,050株	4.74%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,080,000株	3.93%
JA PARTNERS LTD	673,600株	2.45%
株式会社日本カストディ銀行（信託Ｅ口）	580,800株	2.12%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	561,800株	2.06%

（注）1．持株比率は、自己名義株式（316,312株）を控除して計算しております。
2．株式会社日本カストディ銀行（信託Ｅ口）の所有株式580,800株は、株式給付信託（BBT）制度導入に伴う当社株式であります。なお、当該株式は、連結計算書類においては自己株式として処理しております。

3．会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（2021年３月31日現在）

地　位	氏　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長兼社長	山　下　哲　生	
取　締　役	呉　　文　繍	国際航業株式会社代表取締役会長
取　締　役	西　田　信　一	国際航業株式会社取締役
取　締　役	田　辺　孝　二	東京工業大学環境・社会理工学院特任教授 株式会社リケン社外取締役
取　締　役	八　杉　　哲	日本経済大学特任教授
常　勤　監　査　役	有　働　達　夫	国際航業株式会社監査役
監　査　役	小　林　一　男	JAG国際エナジー株式会社監査役
監　査　役	吉　本　清　志	株式会社ボヌールマネジメントコンサルティング 代表取締役

(注) １．取締役 田辺孝二及び八杉哲は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
２．監査役 小林一男及び吉本清志は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
３．取締役 田辺孝二及び八杉哲、監査役 小林一男及び吉本清志は、一般株主と利益相反が生じる恐れのない、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の２に規定する独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
４．監査役 有働達夫は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
５．重要な兼職の異動の状況について
取締役 西田信一は、2021年３月31日付けで国際航業株式会社の取締役を退任しました。

(2) 責任限定契約に関する事項

当社は、定款第30条及び第41条において、非業務執行取締役及び監査役と会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、一定の限度を設ける契約を締結できる旨を定めております。

当該定款に基づき当社の社外取締役、監査役、社外監査役とそれぞれ締結した責任限定契約の概要は次のとおりであります。

＜契約内容の概要＞

社外取締役、監査役及び社外監査役は、本契約締結後、その任務を怠ったことにより当社に対し損害をあたえた場合において、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条に定める最低責任限度額を限度として、当社に対して損害責任を負うものとする。

(3) 役員等賠償責任保険の内容の概要に関する事項

当社は、保険会社との間で、当社取締役及び監査役を被保険者として、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険により、被保険者がその職務の遂行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害（株主代表訴訟及び第三者訴訟に係る訴訟費用及び損害賠償金を含みます。）を塡補することとしております。ただし、法令違反のあることを認識して行った行為に起因して生じた損害は塡補されないなど、一定の免責事由があります。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	177百万円 (26百万円)	177百万円 (26百万円)	—	—	7名 (2名)
監査役 (うち社外監査役)	30百万円 (19百万円)	30百万円 (19百万円)	—	—	4名 (3名)
合計 (うち社外役員)	208百万円 (45百万円)	208百万円 (45百万円)	—	—	11名 (5名)

(注) 1．取締役の報酬等の総額には、使用人兼務役員の使用人分給与は含まれておりません。
2．取締役の報酬限度額は、2016年６月23日開催の第29回定時株主総会において年額400百万円以内と定める固定枠（うち社外取締役分は年額40百万円以内）と前事業年度の親会社株主に帰属する当期純利益の５％以内と定める変動枠の合計額とする旨を決議いただいております。なお、当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は８名（うち社外取締役は２名）です。
3．上記２．の報酬限度額のほか、2018年６月26日開催の第31回定時株主総会において、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT）」として、取締役（社外取締役を除く。）に対し、300百万円（３事業年度ごと）を上限とした信託への拠出について決議いただいております。なお、当事業年度におけるポイントの付与はありません。なお、当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は６名（うち社外取締役は２名）です。
4．当社取締役会は、経営に対する独立性及び客観性を確保するために、取締役の個人別の報酬等の内容の決定について、指名報酬諮問委員会に対して委任しております。
5．指名報酬諮問委員会は、社外取締役独立役員２名（田辺孝二、八杉哲）、社外監査役独立役員１名（吉本清志）で構成されております。
6．監査役の報酬限度額は、2009年１月27日開催の第21回定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。なお、当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は３名（うち社外監査役は３名）です。
7．監査役の報酬額は、経営に対する独立性、客観性を重視する視点から、監査役の協議によって決定しております。
8．上記のほか社外役員が当社子会社から当事業年度の役員として受けた報酬額は３百万円であります。

(5) 業績連動報酬等に関する事項

① 業績連動報酬等の概要

当社の業績連動報酬等は、短期インセンティブとしての「賞与」、長期インセンティブとしての「株式給付信託」で構成しております。

② 賞与

当社は、取締役の業績向上に対する意欲や士気を一層高めることより、企業価値の持続的向上を図るため、取締役（社外取締役である者を除きます。）に対し、前事業年度の親会社株主に帰属する当期純利益の５％以内と定める変動枠の範囲内で、賞与を毎年一定の時期に支給しております。

賞与の算定基礎として用いる業績指標は、連結売上高、連結営業利益及び親会社株主に属する当期純利益であり、これらの指標が取締役の業績向上に対する意欲や士気を一層高めること、及び企業価値の持続的向上を図るために最も適していることより選定しております。賞与の額は、これらの業績指標の年度目標に対する達成度に応じて算定することとしております。

③ 株式給付信託

当社は、取締役が当社株式保有を通じて株主の皆様と株価上昇によるメリット及び株価下落によるリスクを共有し、企業価値の持続的向上に対する意欲や士気をより一層高めるため、取締役（社外取締役である者を除きます。）に対して業績連動報酬の長期インセンティブとして株式報酬を交付する制度として、2018年６月26日開催の第31回定時株主総会にて、「株式給付信託（BBT）」を導入しております。

同制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下「本信託」といいます。）を通じて取得され、取締役に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」といいます。）が本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度です。なお、取締役が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役の退任時となります。

同制度においては、役員株式給付規程に基づき、役職、連結売上高の年度目標に対する達成率、及び個人別業績達成度に応じて定まる数のポイントが取締役に対して付与されます。株式給付信託の業績連動部分の算定の基礎となる業績指標は連結売上高であり、取締役の業績向上に対する意欲や士気を一層高めること、及び企業価値の持続的向上を図るために最も適していることより選定しております。

取締役が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該取締役

は、所定の受益者確定手続を行うことにより、付与されたポイント数に応じた数の当社株式等の給付を本信託から受けることができます。

なお、連結売上高、連結営業利益及び親会社株主に属する当期純利益の、当事業年度における実績値は、それぞれ91,146百万円、2,318百万円及び△310百万円であり、年度目標に対する達成度が低かったことから、当該事業年度において、業績連動報酬等（賞与及び株式報酬）の支給はございませんでした。

(6) 非金銭報酬等に関する事項

当社は、取締役が当社株式保有を通じて株主の皆様と株価上昇によるメリット及び株価下落によるリスクを共有し、企業価値の持続的向上に対する意欲や士気をより一層高めるため、取締役に対して非金銭報酬等として株式報酬を交付する制度として、2018年６月26日開催の第31回定時株主総会にて、「株式給付信託（BBT）」を導入しております。なお、同制度は業績連動型株式報酬制度であり、「業績連動報酬等」にも該当いたします。詳細については上記（5）をご参照ください。

(7) 取締役の報酬等の内容についての決定に関する方針に関する事項

① 当該方針の決定方法

取締役の報酬等の内容についての決定に関する方針は、指名報酬諮問委員会での審議を経た上で、その答申内容を尊重して取締役会で決議しております。

② 報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容は、社外取締役独立役員２名（田辺孝二、八杉哲）、社外監査役独立役員１名（吉本清志）で構成される指名報酬諮問委員会において、経営に対する独立性及び客観性を重視しつつ、当該方針との整合性を含め多角的に検討した上で決定されているため、当該方針に沿うものと判断しております。

③ 当社の取締役の報酬等の決定にあたっての方針の概要

当社の取締役の報酬等の決定にあたっての基本方針は、以下のとおりであります。

イ．職務執行の対価として十分であり、取締役の果たすべき役割に応じた、競争力のある報酬水準であること。

ロ．経営方針の完遂、会社業績及び企業価値の向上に向けて、インセンティブに足りうるものとすること。短期的な成果のみならず、持続的な企業価値・株主価値の向上を促すものであること。

ハ．会社の業績等の評価を踏まえて、公正で透明性の高い手続きに従い、客観性のあるも

のであること。

取締役報酬は、各取締役の役割に応じて、固定報酬である「基本報酬」、業績連動報酬等として、短期インセンティブとしての「賞与」、長期インセンティブとしての「株式給付信託」で構成しております。

「基本報酬」は、月例の固定報酬であり、その額は役位、職責、在任年数に応じて決定されます。

「賞与」は、取締役の業績向上に対する意欲や士気を一層高めることより、企業価値の持続的向上を図るため、前事業年度の親会社株主に帰属する当期純利益の５％以内と定める変動枠の範囲内で支給している業績連動報酬等（金銭）です。詳細については上記(5)の②をご参照ください。

「株式給付信託」は、取締役が当社株式保有を通じて株主の皆様と株価上昇によるメリット及び株価下落によるリスクを共有し、企業価値の持続的向上に対する意欲や士気をより一層高めるため、取締役に対して非金銭報酬等として株式報酬を交付する制度です。詳細については上記(5)の③をご参照ください。

社外取締役を除く取締役の種類別の報酬割合については、あらかじめ定めることとはしておりませんが、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、指名報酬諮問委員会において継続的に検討を行っていく予定です。

また、当社取締役会は、経営に対する独立性及び客観性を確保するために、取締役の個人別の報酬等の内容の決定について、社外取締役独立役員２名（田辺孝二、八杉哲）、社外監査役独立役員１名（吉本清志）で構成される指名報酬諮問委員会に対して委任することとしております。

(8) 社外役員に関する事項

① 社外役員の重要な兼職先と当社との関係

区　分	氏　名	重要な兼職先	当社と兼職先の関係
社外取締役	田辺　孝二	東京工業大学環境・社会理工学院 特任教授 株式会社リケン 社外取締役	当社と東京工業大学及び株式会社リケンとの間に重要な関係はありません。
社外取締役	八杉　　哲	日本経済大学 特任教授	当社と日本経済大学との間に重要な関係はありません。
社外監査役	小林　一男	JAG国際エナジー株式会社 監査役	JAG国際エナジー株式会社は再生可能エネルギー発電施設の開発を行う当社の完全子会社です。
社外監査役	吉本　清志	株式会社ボヌールマネジメントコンサルティング 代表取締役	当社と株式会社ボヌールマネジメントコンサルティングとの間に重要な関係はありません。

② 社外役員の主な活動状況

区　分	氏　名	活　動　状　況
社外取締役	田辺　孝二	当該事業年度に開催された取締役会23回の全てに出席し、議案・審議等において学識経験者としての幅広い見識から適切な助言、提言を行っております。また、上記のほか、当社の経営陣幹部の人事などを審議する指名報酬諮問委員会及び取締役会実効性評価委員会の委員長を務め、当事業年度開催の指名報酬諮問委員会の全て（3回）及び取締役会実効性評価委員会の全て（2回）に出席することなどにより、独立した客観的立場から会社の業績等の評価を人事に反映させるなど、経営陣の監督に務めております。
社外取締役	八杉　　哲	当該事業年度に開催された取締役会23回の全てに出席し、議案・審議等において学識経験者としての幅広い見識から適切な助言、提言を行っております。上記のほか、当社の経営陣幹部の人事などを審議する指名報酬諮問委員会の委員及び取締役会実効性評価委員会の委員を務め、当事業年度開催の指名報酬諮問委員会の全て（3回）及び取締役会実効性評価委員会の全て（2回）に出席することなどにより、独立した客観的立場から会社の業績等の評価を人事に反映させるなど、経営陣の監督に務めております。
社外監査役	小林　一男	当該事業年度に開催された取締役会23回の全て、監査役会14回の全てに出席し、当社の属する業界にとらわれない幅広い見地から意見を述べるなど、適切な助言、提言を行っております。
社外監査役	吉本　清志	社外監査役就任後に開催された取締役会20回の全て、監査役会10回の全てに出席し、当社の属する業界にとらわれない幅広い見地から意見を述べるなど、適切な助言、提言を行っております。

4．会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

項　　目	支　　払　　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	63百万円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	126百万円

(注) 1．監査役会が会計監査人の報酬等について、会社法第399条第１項の同意を行った理由は、以下のとおりです。
(1)当社の会計監査を継続して担当しており、監査品質及び監査効率が確保されていること
(2)前事業年度の監査実績と当事業年度の監査計画とを比較して、監査内容、監査工数が妥当と認められること
(3)当事業年度の見積り時間が、監査品質を確保するために必要な時間であると認められること
(4)報酬額の見積り及びグループ全体での報酬額等を前事業年度と比較して、妥当な水準と認められること
2．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法にもとづく監査と金融商品取引法にもとづく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 当社の重要な子会社の監査

当社の重要な子会社はEY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障があると判断した場合、株主総会に提出する会計監査人の解任又は会計監査人を再任しないことに関する議案の内容について監査役会で決定した後、取締役会に会計監査人の解任議案又は不再任に係る議案を提出します（会社法第344条)。それを受けて、取締役会において、会計監査人の解任議案又は不再任に係る議案を株主総会に提出する議案〔会議の目的事項（議題)〕として決議いたします。

なお、監査役会は、会計監査人が次の事項に該当すると認められる場合、監査役全員の同意にもとづき、会計監査人を解任いたします。

① 会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると判断される場合
② 会社法、公認会計士法等の法令違反による懲戒処分や監督官庁からの処分を受けた場合

③　その他、会計監査人の監査品質、品質管理、独立性、総合的能力等の具体的要素を列挙し、それらの観点から監査を遂行するに不十分であると判断した場合

この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集された株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5．業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

（1）業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

当社は、企業活動の継続的かつ健全な発展によって企業価値の増大をはかるため、次の内部統制システムの整備に関する基本方針を制定し、これを日常業務の指針として、継続的な内部統制システムの改善及び適正な運営により、社会的使命を果たしてまいります。

① 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ．企業行動指針を定め、グループの役職員に周知徹底し、法令遵守等に関する研修を行い、コンプライアンス意識の醸成をはかる。

ロ．コンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、グループにおけるコンプライアンス体制の構築・運用を推進し、コンプライアンスの強化及び企業倫理の浸透をはかる。

ハ．業務執行部門から独立した内部監査部門を設置し、グループの内部監査部門と協同してグループでの法令及び内部規程等の遵守状況を監査し、社長及び取締役会にグループ全体の監査総括報告を行う。

ニ．グループの役職員が外部弁護士等に対し、直接通報を行うことができる内部通報制度を確保する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

イ．取締役会議事録等、取締役の職務執行に係る情報については、法令を遵守するほか文書管理に関する諸規程等に従って保存・管理する。

ロ．取締役、監査役及び会計監査人等が必要に応じて閲覧、謄写ができる状態を確保する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ．グループにおける最適なリスク管理体制を構築するために、コンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、リスク管理に関する規程を定め、全般的なリスクの把握、評価、対応策、予防策を推進し、企業活動の継続的かつ健全な発展による企業価値の向上を脅かすリスクに対処する。

ロ．災害等の非常事態や顧客からの苦情や要望などに関しては、情報伝達ルールを定め、グループにおけるリスク情報の円滑な伝達及び機動的対応をはかる。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ．経営組織を構築し、取締役会において代表取締役のほか業務を執行する取締役を指名し、業務の効率的推進を行う。また、子会社においてもこれに準拠した体制を構築する。

ロ．業務が効率的かつ公正に執行されるよう、業務執行者への委任の範囲における権限を

定める決裁規程や職務権限規程を確保する。また、子会社においてもこれに準拠した体制を構築する。

⑤　会社及び会社の子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ．「グループ関係会社管理規程」により、グループ各社が担うべき役割を明確にし、持株会社としてグループ各社の最適な運営をはかる。

ロ．グループの企業価値の最大化の役割を担う持株会社として、グループ各社における業務の適正を確保するため、各社の経営については自主性を尊重しつつ、事業分野ごとに、現状報告や情報共有のための報告会議を開催し、当社へ事前協議・報告を行わせるなどグループ企業の管理の視点から業務の適正を確保するための体制を確保する。

ハ．グループ全役職員が、業務遂行にあたりコンプライアンス上の疑義が生じた場合に、内部通報制度を利用し、相談及び通報することができる体制を確保する。

ニ．当社の監査役会において、グループ会社の監査役と意見交換会を適宜開催する。

⑥　監査役会がその職務の補助をすべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

イ．監査役が監査役業務補助のための補助スタッフを求めた場合には、会社の業務部門から独立した専従社員を設置する。

ロ．補助スタッフの監査業務に関する独立性を確保するため、当該スタッフは監査業務に関して、業務を執行する者の指揮命令を受けないこととするとともに、その人事評価・異動・処遇については、監査役会の同意により決定する。

⑦　取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

イ．取締役会の出席のほか、業務執行上の意思決定に関する重要な会議への監査役の出席の機会の確保、重要な決裁書類等の社内文書の提出又は閲覧ができる具体的手段の確保を行う。

ロ．内部情報に関する重要事実等が発生した場合はグループの取締役又は使用人から、遅滞なく監査役に報告ができる体制を確保する。

ハ．監査役の要請によりグループの取締役・使用人に報告を求められた場合は、迅速かつ適切に報告を行う。

ニ．監査役に報告・情報提供を行った当社及び子会社の役員・使用人に対し、不利益な取扱いを行わない。

ホ．監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等を請求したときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

⑧　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ．会計監査人の会計監査の内容及び監査結果について説明を受けるとともに、情報や意見交換を行うなど会計監査人との連携がとれる体制を確保する。

ロ．内部監査部門が、内部監査計画を協議するとともに内部監査結果について報告するなど、密接な連携がとれる体制を確保する。

⑨　反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

イ．反社会的勢力等からの不当要求等に対しては、社内規程等に明文の根拠を設け、経営陣以下、組織全体として対応する。

ロ．反社会的勢力等からの不当要求等に備えて、平素から、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部の専門機関との緊密な連携関係の構築に努め、必要に応じて連携して対応する。

ハ．反社会的勢力等とは業務上の取引関係を含めて、一切の関係を遮断する。

ニ．反社会的勢力等からの不当要求を拒絶し、必要に応じて民事及び刑事の両面から法的対応を行う。

ホ．いかなる理由があっても事案を隠蔽するための反社会的勢力等との裏取引は絶対に行わない。また、反社会的勢力等への資金提供は絶対に行わない。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

①　取締役の職務執行

社外取締役２名を含む取締役５名は、原則月１回開催される（当事業年度は23回開催）取締役会に出席し、経営環境の変化に対応した迅速な意思決定ができるよう努めております。取締役会では、経営に関する重要事項の審議、業務執行の決定、取締役の職務の執行の監督を行っております。運営に当たっては、その分野の専門家等に助言を求め、法令・定款違反行為の未然防止に努めております。

②　監査役の職務執行

社外監査役２名を含む監査役３名は、監査役会が決定した監査計画、監査業務の分担等に基づき、取締役の職務の執行を監査しております。また、取締役会、その他の重要な会議に出席し、グループの経営状況を監視するとともに、内部監査室及び会計監査人との間で定期的に情報交換等を行うことで、内部統制システムの整備及び運用状況を確認しております。

③　コンプライアンス体制

当社では、コンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、グループ全体のコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努めるとともに取締役及び使用人のコンプライアンス教育を推進し、意識の維持・向上に努めております。また、法令・定款違反行為やコンプライアンスに関する社内通報体制として、社内通報制度を制定し、早期に問題の対応を図るように努めております。また、運用に当たっては、情報提供者の保護に配慮した「内部通報規程」を定め、厳正に実施しております。

④　リスク管理体制

当社では、「リスク管理規程」により、コンプライアンス・リスク管理委員会においてリスクの分析、整理を行うとともに、リスクの事前予防策、対応策の検討などを行っております。また、コンプライアンス・リスク管理委員会での審議結果を取締役会において報告しております。

⑤　子会社経営管理

当社では、毎月事業セグメント毎の会議等を開催しており、各子会社役員から、月次業績や経営計画の進捗状況及び業務執行状況等について報告を受け、質疑応答を行って情報の共有化を図るなど、子会社の経営管理体制を構築しております。また、当社が定める「グループ関係会社管理規程」、及び「グループ関係会社決裁規程」に基づき、子会社に必要とされる稟議事項については、親会社である当社への事前報告を行い、当社の取締役又は取締役会において十分な検討を行い、承認決裁を行うことで、子会社の業務の適正性を確保しております。

⑥　内部監査体制

当社では、内部統制システムの整備・運用状況を合法性と合理性の観点から検証・評価するために、業務執行ラインからは独立した社長直結の組織として内部監査室を設置しております。内部監査室は、子会社の内部監査部門と協同して、当社及び関係会社を含む業務全般を対象として内部監査を行い、監査結果を代表取締役社長及び取締役会に報告しております。また、監査役及び会計監査人と常に連絡・調整し、監査の効率的実施に努めております。

⑦　反社会的勢力排除に対する取組み状況

当社では、健全な会社経営のため、反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方に基づいた運用をするように努めております。反社会的勢力等からの不当要求等に備えた「反社会的勢力対応規則」の制定、従業員に対する定期的な研修、不当要求防止責任者の選任等の他、警察との連携強化にも努めております。

６．会社の支配に関する基本方針

当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容の概要（会社法施行規則第118条第３号に掲げる事項）は次のとおりです。

(1) 会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は上場会社として、特定の者による当社グループの経営の基本方針に重大な影響を与える買付提案があった場合、それを受け入れるか否かは、最終的には株主の皆様のご判断に委ねられるべきものと認識しております。

しかしながら、大量買付行為の中には、経営を一時的に支配して当社グループの有形・無形の重要な経営資産を大量買付者又はそのグループ会社等に移譲させることを目的としたもの、当社グループの資産を大量買付者の債務の弁済等にあてることを目的としたもの、真に経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ高値で当社株式を当社やその関係者に引き取らせることを目的としたもの（いわゆるグリーンメイラー）、当社グループの所有する高額資産等を売却処分させる等して、一時的な高配当を実現することを目的としたもの等、当社が維持・向上させてまいりました当社の企業価値ないし株主の皆様の共同の利益を毀損するものがあります。また、大量買付者からの必要かつ十分な情報の提供なくしては、当該大量買付行為が当社の企業価値ないし株主の皆様の共同の利益に及ぼす影響を、株主の皆様に適切にご判断いただくことは困難です。

かかる認識の下、当社は、①大量買付者に株主の皆様のご判断に必要かつ十分な情報を提供させること、②大量買付者の提案が当社の企業価値ないし株主の皆様の共同の利益に及ぼす影響について当社取締役会が評価・検討した結果を、株主の皆様に当該提案をご判断いただく際の参考として提供すること、場合によっては③当社取締役会が大量買付行為又は当社グループの経営方針等に関して大量買付者と交渉又は協議を行うこと、あるいは当社取締役会としての経営方針等の代替案を株主の皆様に提示することが、当社取締役会の責務であると考えております。

当社取締役会は、このような基本的な考え方に立ち、大量買付者に対しては、当社の企業価値ないし株主の皆様の共同の利益が最大化されることを確保するため、当社において大量買付者から提供された情報につき適時適切な情報開示を行う等、法令等及び定款の許容する範囲内において、適切と判断される措置を講じてまいります。

(2) 基本方針の実現に資する特別な取り組み

① 企業価値向上に向けた方針

当社は、当社の株主、顧客、取引先及び役職員その他の全てのステークホルダーの皆様にとっての価値の総和をステークホルダー価値と定義し、ステークホルダー価値としての企業価値の向上を実現するためには、①成長資金・経営資源の確保、②JAG国際エナジーの急成長機会の創出、③国際航業の経営基盤の強化、④森林活性化事業、イメージ・センシング事業及び太陽光以外の再生エネルギー事業その他の事業の育成と成長という経営課題を解決することが必須であると考えています。

当社は、このような経営課題を踏まえ、第三者とのパートナーシップを含め、各事業における最適な資本構成・経営体制及び経営資源の獲得の可能性を追求し、事業の持続的成長を目指していく方針です。

具体的には、対象子会社の株式の大部分を新たなパートナーへ売却することで、対象子会社の企業価値を最大化し、当社としても、対象子会社の潜在価値を最大限顕在化した上で享受することを目指します。

一方で、対象子会社とJAG継続事業との有機的な連携は継続し、対象子会社と当社グループの各事業の双方の更なる事業成長に繋げていくことを考えております。

また、対象子会社の株式の売却により得られた資金によって、株式会社ザクティホールディングスを含むJAG継続事業の構造改革及び発展に必要な財務基盤を確保した上で、これまで当社のミッション及びビジョンをご支援いただいてきた株主の皆様に対して、大幅な株主還元を実施することを予定しております。当該株主還元に係る具体的な方針については、対象子会社の株式の売却が決定した時点で、速やかに開示する予定です。

上記のとおり、当社は、対象子会社の売却を、単なる現金化を目的とした事業売却ではなく、対象子会社及びJAG継続事業の双方の事業成長並びに株主の皆様への還元の実施を目的とした、戦略的な売却と位置づけております。当社は、対象子会社の株式の戦略的売却とその後の新たなパートナーシップの構築、JAG継続事業の構造改革に向けた基盤の強化、株主の皆様への大幅な株主還元の実施を、JAG継続事業の飛躍的な成長に向けた「第二の創業」の開始と位置づけております。当社は、引き続き現経営陣のリーダーシップの下、かかる「第二の創業」に取り組み、当社グループのステークホルダー価値としての企業価値の向上を目指していく方針です。

② コーポレートガバナンスの強化に向けた取組み

当社は、持続的な成長を経営の最重要課題としております。その実現のため、各ステークホルダーとの調和を重視した企業文化、風土の醸成に努めていくことが重要と考えております。このような中で、「安心で安全、そして持続可能なまちづくりで社会に貢献」する企業として競争力を一層強化していくために、様々な施策を講じて、コーポレートガバ

ナンスの充実を図っております。

当社は、コーポレートガバナンスの充実を図るため、コーポレートガバナンスの枠組みや運営方針を定めた「日本アジアグループコーポレートガバナンス基本方針」を制定し、取締役及び従業員がコーポレートガバナンスを遵守することを徹底しております。

上記のとおり、当社は、持続的な成長のため、ステークホルダーとの調和を重視した企業文化、風土の醸成に努めていくことが重要と考えています。同時に、経営判断の迅速化とコーポレートガバナンスの充実による経営の透明性と健全性の向上が欠かせないと認識しております。

そのため、当社は、各監査役が独立した立場で取締役の職務全般の執行を監督するために、監査役会設置会社の機関設計を採用し、取締役候補者の指名及び取締役報酬等の透明性・客観性を保持するために、指名報酬諮問委員会を設置しております。また、持続的な成長のために、社内のコンプライアンス維持及びリスク管理が必要と考えており、ガバナンス体制の維持を図っております。

(3) 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

① 本プランの目的

①具体的かつ切迫した懸念のある株式会社シティインデックスイレブンス（以下「シティ社」といいます。）並びにその特別関係者（金融商品取引法第27条の２第７項に規定する「特別関係者」をいいます。）及び共同保有者（金融商品取引法第27条の23第５項に規定する「共同保有者」をいい、同条第６項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。）（以下「シティ社ら」と総称します。）による当社株式を対象とする大量買付行為並びに②シティ社らによる当社株式を対象とする大量買付行為の具体的かつ切迫した懸念が継続している状況下において企図されるに至ることがあり得る他の大量買付行為への対応方針（以下「本プラン」といいます。）は、当社の企業価値ないし株主の皆様の共同の利益の毀損を防ぎ、それらを最大化することを目的として、上記（1）の基本方針に沿って導入されたものです。

当社取締役会は、大量買付行為がなされることを受け入れるか否かの判断についても、当社の企業価値ないし株主の皆様の共同の利益の最大化の観点から、最終的には株主の皆様によってなされるべきものと考えております。そして、株主の皆様が、大量買付行為がなされることを受け入れるか否かの判断を適切に行うためには、当該大量買付行為の開始に先だって、株主総会によって株主の皆様の総体的な意思を確認する機会を確保すること

が必要であり、また、かかる意思確認を熟慮に基づく実質的なものとするためには、その前提として、大量買付者からの十分な情報提供及び株主の皆様における検討時間を確保することが必要であると考えております。また、シティ社らが市場で当社株式の買い集め、又は、買付予定数の下限を設定しない当社株式を対象とする公開買付けを含む大量買付行為を行う場合において、当社の株主が、シティ社らが当社の経営権を取得した場合、当社の企業価値を毀損すると考えるときは、自らの意思に反して、かえって当社株式を売却せざるを得なくなるといった強圧性の懸念が存在します。本プランを導入することで、シティ社らが大量買付行為を行ったとしても、株主の皆様の、シティ社らの大量買付行為による支配権の移転の是非についての賛否の意思表示と、今後予期されるシティ社らによる①市場における買い集め行為等に応じる当社株式の売却、又は、②再度の公開買付けへの応募の意思表示とが切り離されるため、このような強圧性の問題を解消することが可能であると考えております。

以上の認識に基づき、当社取締役会は、大量買付行為がなされるに際して、当該大量買付行為が当社の企業価値ないし株主の皆様の共同の利益の最大化を妨げるものであるか否かを、当社の株主の皆様が、強圧性の問題が解消された状況において、事前に十分な情報に基づいてご判断されることを可能にすべく、大量買付行為がなされる具体的かつ切迫した懸念が存在する場合に関する手続として、本プランを設定いたしました。かかる手続は、①株主の皆様に対して、大量買付行為が行われるかどうかについての情報を提供するとともに、②大量買付行為がなされる場合には、その強圧性の問題を解消し、株主の皆様に対し、大量買付行為がなされることを受け入れるか否かについて適切な判断をするための必要かつ十分な情報及び時間を提供するためのものであり、当社の企業価値ないし株主の皆様の共同の利益の最大化に資するものであると考えております。

それゆえ、当社取締役会は、①大量買付行為を行う具体的なおそれがある者に対して、大量買付行為を行う予定があるのかを確認するとともに、②大量買付者に対して、本プランに従うことを求め、当該大量買付者が本プランに従わない場合には、当社の企業価値ないし株主の皆様の共同の利益の最大化を図る観点から、当社特別委員会の意見を最大限尊重した上で、一定の対抗措置を講じる方針です。

② 対抗措置の発動に至るまでの手続

大量買付行為を行う具体的なおそれがある者に対して、大量買付行為を行う予定があるのかを確認するとともに、大量買付者から、大量買付行為に関して株主の皆様がご判断するにあたって不足する情報を取得し、かつ、大量買付行為が行われる場合には、株主の皆様の熟慮期間を確保した上で、確実に株主総会を経られるよう、大量買付者には、以下の

手続に従っていただくものとします。

イ．大量買付行為を行う具体的なおそれがある者に対する大量買付行為の予定の有無の確認及び大量買付者に対する情報提供の要求

大量買付行為が行われる具体的なおそれがあると当社取締役会が合理的に判断する場合には、当社取締役会は、大量買付行為を行う具体的なおそれがある者に対して大量買付行為を行う予定の有無の確認を行います。また、大量買付行為が行われる場合には、大量買付者が公表している又は当社に対して提供した情報では、当該大量買付行為の内容・態様等に照らして、株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、当社取締役会は、追加の情報提供を大量買付者に請求することがあります。

当社取締役会は、大量買付行為を行う具体的なおそれがある者より大量買付行為を行う予定の有無についての情報を受領した場合には、その受領の事実について、大量買付行為が行われる場合で、大量買付者より追加情報を受領した場合はその受領の事実について、速やかに株主の皆様に情報開示を行います。

当社取締役会に提供されたこれらの情報の内容等については、株主の皆様のご判断に必要であると当社取締役会が判断する時点で、その全部又は一部につき株主の皆様に情報開示を行います。

ロ．当社取締役会の検討手続

当社取締役会は、大量買付者から提出された情報につき、株主の皆様が買収の是非を適切にご判断いただき、当社取締役会の評価・検討等を行うために必要な水準を満たすものであると判断した場合、その旨並びに取締役会評価期間の始期及び終期について、速やかに大量買付者及び当社特別委員会に通知し、適時かつ適切に株主の皆様に情報開示を行います。なお、「取締役会評価期間」とは、大量買付者に対する当該通知の発送日の翌日から60日以内（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社の全ての株券等の買付けの場合）又は90日以内（その他の大量買付行為の場合）で当社取締役会が定める期間をいい、当社取締役会が当初の期間内に決議に至らないやむを得ない事情がある場合には、特別委員会の勧告に基づき、最大30日間延長することがあります。

当社取締役会は、取締役会評価期間に、必要に応じて当社から独立した地位にある第三者（投資銀行、証券会社、ファイナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士その他の専門家を含みます。）の助言を得ながら、大量買付者から提供された情報を十分に評価・検討し、特別委員会による勧告を最大限尊重したうえで、大量買付行為に関す

る当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、大量買付者に通知するとともに、適時かつ適切に株主の皆様に情報開示を行います。また、必要に応じて、大量買付者との間で大量買付行為に関する条件・方法について交渉し、さらに、当社取締役会として、株主の皆様に代替案を提示することもあります。

大量買付行為は、取締役会評価期間の経過後（ただし、株主総会が開催されることとなった場合には、対抗措置の発動に関する議案の否決及び株主総会の終結後）にのみ開始されるべきものとします。

ハ．株主総会の開催

当社は、当社取締役会において大量買付行為がなされることに反対であり、これに対して対抗措置を発動すべきであると考える場合には、取締役会評価期間内に株主総会を開催することを決定し、当該決定後速やかに株主総会を開催します。

当該株主総会においては、対抗措置の発動に関する議案について株主総会に出席された議決権を行使できる株主の皆様の議決権の過半数の賛成が得られた場合には、当該対抗措置の発動に関する議案が承認されたものとします。

ニ．対抗措置

株主総会において、株主の皆様が、当社取締役会が提案する対抗措置の発動に関する議案を承認され、かつ、大量買付行為が中止又は撤回されない場合には、当社取締役会は、かかる株主の皆様のご意思に従い、特別委員会の意見を最大限尊重した上で、対抗措置として差別的行使条件等及び取得条項等が付された新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当てを実施します。

これに対し、当該株主総会において株主の皆様が対抗措置の発動に関する議案を承認されなかった場合には、当社取締役会は、株主の皆様のご意思に従い、対抗措置を発動しません。

ホ．大量買付者が手続きを遵守しない場合の対応

大量買付者が上記イ．及びロ．に記載した手続を遵守せず、上記ハ．に記載する株主総会を開催する以前において大量買付行為を実行又は継続しようとする場合には、当社取締役会は、株主総会を経ることなく、特段の事由がない限り、対抗措置を発動します。当社取締役会は、対抗措置発動の是非を判断するに当たっては、特別委員会の意見を最大限尊重するものとします。

③　株主及び投資家の皆様への影響

本プランの導入時点においては、対抗措置自体は発動されませんので、株主及び投資家の皆様の法的権利又は経済的利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

本新株予約権の無償割当てが実施された場合、本新株予約権は、割当期日における株主の皆様に対し、その保有する株式１株につき１個の割合により無償で割り当てられますので、その行使を前提とする限り、株主の皆様が保有する当社株式全体の価値に関して希釈化は生じません。

もっとも、本新株予約権については、原則として、行使期間の到来に先立ち、それらに付された取得条項に基づき当社が一斉に強制取得し、行使条件を充たしている本新株予約権に対して当社株式を交付することを予定しております。当社がかかる取得の手続を行った場合、本新株予約権の要項に従い本新株予約権の行使が禁じられていない株主の皆様は、本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込みをせずに、当社株式を受領することとなり、その保有する株式１株当たりの価値の希釈化は生じますが、保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じません。

(4) 本プランが会社支配に関する基本方針に沿うものであり、株主共同利益を損なうものでないこと、当社役員の地位の維持を目的とするものでないこと及びその理由

① 平時の買収防衛策に関する指針等の趣旨を踏まえたものであること

本プランは、①具体的かつ切迫した懸念の存在するシティ社らによる当社株式を対象とする大量買付行為及び②シティ社らによる当社株式を対象とする大量買付行為の具体的かつ切迫した懸念が継続している状況下において企図されるに至ることがあり得る他の大量買付行為への対応を主たる目的として導入されたものであり、平時に導入されるいわゆる買収防衛策とは異なるものではあります。

しかし、経済産業省及び法務省が2005年５月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の内容、経済産業省企業価値研究会2008年６月30日付報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の提言内容、並びに、東京証券取引所の定める平時の買収防衛策に関する、買収防衛策の導入に係る規則及び同取引所が有価証券上場規程の改正により導入し、2015年６月１日より適用を開始した「コーポレートガバナンス・コード」（2018年６月１日の改訂後のもの）の「原則１－５.いわゆる買収防衛策」の趣旨を踏まえて策定されており、これらの指針等に定められる要件のうち、有事の対応方針にも妥当するものについては、本プランにおいても充足されております。

② 株主意思の尊重（株主の皆様のご意思を直接的に反映する仕組みであること）

当社は、本プランに基づく対抗措置を発動するに当たっては、株主総会を開催することにより、株主の皆様の意思を反映いたします。大量買付者が本プランに係る手続を遵守す

る限り、株主総会における株主の皆様の承認があった場合のみ対抗措置が発動されることになります。

また、大量買付者が本プランに係る手続を遵守せず、上記（3）② ハ. に記載する株主総会を開催する以前において大量買付行為を実行しようとする場合には、特別委員会の意見を最大限尊重した上で、取締役会限りで発動されることになりますが、これは、株主の皆様に必要十分な情報について熟慮した上で大量買付行為の賛否を判断する機会を与えないという大量買付者の判断によるものであり、そのような株主意思を無視する大量買付行為に対する対抗措置の発動は、株主の皆様の意思を確認する機会を確保するためにやむを得ないものと考えております。

さらに、下記（5）に記載のとおり、本プランの有効期間は、原則として、2021年開催の当社定時株主総会（6月30日開催予定）後最初に開催される取締役会の終結時までとしております。

このように、本プランは、株主意思を最大限尊重するものです。

③ 取締役の恣意的判断の排除

当社は、株主総会を開催し、株主の皆様のご意思に従い、大量買付行為に対して対抗措置を発動するか否かを決定します。大量買付者が本プランに係る手続を遵守する限り、株主総会に基づいて対抗措置の発動の有無が決定されることとなり、当社取締役会の恣意的な判断によって対抗措置が発動されることはありません。

また、当社は、本プランの必要性及び相当性を確保し、経営者の保身のために本プランが濫用されることを防止するために、対抗措置の発動の是非その他本プランに則った対応を行うに当たって必要な事項について、外部の有識者1名、社外取締役兼独立役員2名及び社外監査役兼独立役員2名の合計5名からなる特別委員会の勧告を受けるものとしています。

当社取締役会は、その判断の公正性を担保し、かつ、当社取締役会の恣意的な判断を排除するために、特別委員会の意見を最大限尊重するものとしています。また、特別委員会は、必要に応じて、当社取締役会、特別委員会、シティ社及びその関連当事者から独立した外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、税理士等）の助言を得ること等ができます。特別委員会は、特別委員会独自のリーガル・アドバイザーも採用しており、適時に当社取締役会及び特別委員会から独立した弁護士の助言を得ること等ができます。これにより、特別委員会による判断の客観性及び合理性が担保されております。

したがって、本プランは、取締役の恣意的判断を排除するものであります。

④　デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会の決議によりいつでも廃止できることとされており、取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお発動を阻止できない、いわゆるデッドハンド型買収防衛策ではありません。

また、当社は期差任期制度を採用していないため、本プランは、取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないためその発動を阻止するために時間を要する、いわゆるスローハンド型買収防衛策でもありません。

(5) 本プランの廃止の手続及び有効期間

本プランの有効期間は、2021年開催の当社定時株主総会（６月30日開催予定）後最初に開催される取締役会の終結時までとしております。ただし、2021年開催の当社定時株主総会後最初に開催される取締役会の終結時において、現に大量買付行為を行っている者又は当該行為を企図する者であって当社取締役会において定める者が存在する場合には、当該行われている又は企図されている行為への対応のために必要な限度で、かかる有効期間は延長されるものとします。

なお、上記のとおり、本プランは、①具体的かつ切迫した懸念のあるシティ社らによる当社株式を対象とする大量買付行為及び②シティ社らによる当社株式を対象とする大量買付行為の具体的かつ切迫した懸念が継続している状況下において企図されるに至ることがあり得る他の大量買付行為への対応を主たる目的として導入されるものであるため、大量買付行為が具体的に懸念されなくなった後において、本プランを維持することは予定されておりません。

なお、有効期間の満了前であっても、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになります。

(注) 以上は当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容の概要ですので、詳しい内容については下記当社ウェブサイトをご参照ください。
https://www.japanasiagroup.jp/wordpress/wp-content/uploads/2021-3-9_1.pdf

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
流動資産	**69,838**	**流動負債**	**49,174**
現金及び預金	26,044	支払手形及び買掛金	8,768
受取手形及び売掛金	28,419	短期借入金	12,668
商品及び製品	430	1年内償還予定の社債	2,080
仕掛品	2,175	1年内返済予定の長期借入金	9,332
原材料及び貯蔵品	2,090	1年内返済予定のプロジェクトファイナンスに係る長期借入金	3,191
販売用不動産	7,487	リース債務	1,340
短期貸付金	11	未払金	1,342
未収入金	938	未払法人税等	734
その他	2,274	賞与引当金	1,878
貸倒引当金	△33	受注損失引当金	209
固定資産	**88,624**	株主優待引当金	6
有形固定資産	**69,310**	その他	7,624
建物及び構築物	5,997	**固定負債**	**84,773**
機械装置及び運搬具	43,796	社債	2,050
土地	7,337	長期借入金	26,137
リース資産	10,459	プロジェクトファイナンスに係る長期借入金	35,450
建設仮勘定	374	リース債務	10,290
その他	1,345	繰延税金負債	837
無形固定資産	**3,716**	退職給付に係る負債	4,926
のれん	1,827	資産除去債務	4,587
その他	1,889	その他	494
投資その他の資産	**15,597**	**負債合計**	**133,948**
投資有価証券	3,395	**純資産の部**	
長期貸付金	44	**株主資本**	**21,902**
関係会社長期貸付金	1,316	**資本金**	**4,024**
敷金及び保証金	2,059	**利益剰余金**	**18,281**
繰延税金資産	944	**自己株式**	**△403**
その他	8,284	**その他の包括利益累計額**	**34**
貸倒引当金	△447	**その他有価証券評価差額金**	**811**
繰延資産	**1,122**	**繰延ヘッジ損益**	**△1,808**
創立費	0	**為替換算調整勘定**	**101**
開業費	**1,121**	**退職給付に係る調整累計額**	**930**
		非支配株主持分	**3,699**
		純資産合計	**25,636**
資産合計	**159,585**	**負債純資産合計**	**159,585**

連結損益計算書

（2020年４月１日から
2021年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額
売上高	**91,146**
売上原価	**70,403**
売上総利益	**20,742**
販売費及び一般管理費	**18,423**
営業利益	**2,318**
営業外収益	**1,211**
受取利息	40
受取配当金	303
受取保険金	246
貸倒引当金戻入額	8
森林等補助金収入	21
雇用調整助成金	372
その他	219
営業外費用	**2,504**
支払利息	1,472
開業費償却	421
持分法による投資損失	91
為替差損	25
その他	493
経常利益	**1,026**
特別利益	**471**
補助金収入	126
投資有価証券売却益	119
関係会社株式売却益	224
特別損失	**354**
減損損失	172
固定資産除売却損	27
固定資産圧縮損	126
投資有価証券評価損	3
投資有価証券償還損	25
税金等調整前当期純利益	**1,143**
法人税、住民税及び事業税	992
法人税等調整額	△15
当期純利益	**165**
非支配株主に帰属する当期純利益	476
親会社株主に帰属する当期純損失	**310**

連結株主資本等変動計算書

（2020年４月１日から
2021年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本			
	資本金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	4,024	18,871	△397	22,497
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当		△274		△274
親会社株主に帰属する当期純損失(△)		△310		△310
連結子会社の増資による持分の増減		△4		△4
自己株式の取得			△5	△5
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）				
連結会計年度中の変動額合計	―	△589	△5	△595
当期末残高	4,024	18,281	△403	21,902

	その他の包括利益累計額				
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計
当期首残高	435	△29	△93	376	689
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					―
親会社株主に帰属する当期純損失(△)					―
連結子会社の増資による持分の増減					―
自己株式の取得					―
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	375	△1,779	195	554	△654
連結会計年度中の変動額合計	375	△1,779	195	554	△654
当期末残高	811	△1,808	101	930	34

	非支配株主持分	純資産合計
当期首残高	3,700	26,888
連結会計年度中の変動額		
剰余金の配当		△274
親会社株主に帰属する当期純損失(△)		△310
連結子会社の増資による持分の増減		△4
自己株式の取得		△5
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△1	△656
連結会計年度中の変動額合計	△1	△1,251
当期末残高	3,699	25,636

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
流動資産	**4,437**	**流動負債**	**9,590**
現金及び預金	2,288	短期借入金	2,500
前払費用	120	1年内償還予定の社債	2,050
関係会社短期貸付金	2,295	1年内返済予定の長期借入金	4,075
その他	737	リース債務	1
貸倒引当金	△1,003	未払金	455
固定資産	**28,619**	未払費用	22
有形固定資産	**180**	未払法人税等	14
建物及び構築物	120	賞与引当金	44
機械装置及び運搬具	27	株主優待引当金	6
工具、器具及び備品	16	債務保証損失引当金	343
土地	8	その他	75
リース資産	8	**固定負債**	**8,646**
無形固定資産	**130**	社債	1,950
ソフトウェア	130	長期借入金	6,169
その他	0	リース債務	6
投資その他の資産	**28,308**	長期未払金	14
投資有価証券	1,328	退職給付引当金	8
関係会社株式	25,902	繰延税金負債	471
出資金	202	その他	25
関係会社長期貸付金	343	**負債合計**	**18,236**
従業員に対する長期貸付金	16	**純資産の部**	
破産更生債権等	43	**株主資本**	**14,543**
敷金及び保証金	442	**資本金**	**4,024**
その他	72	**資本剰余金**	**72**
貸倒引当金	△43	資本準備金	30
資産合計	**33,057**	その他資本剰余金	42
		利益剰余金	**10,849**
		利益準備金	218
		その他利益剰余金	10,631
		繰越利益剰余金	10,631
		自己株式	**△403**
		評価・換算差額等	**278**
		その他有価証券評価差額金	278
		純資産合計	**14,821**
		負債純資産合計	**33,057**

損 益 計 算 書

（2020年４月１日から
2021年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額
売上高	**2,182**
売上原価	**301**
売上総利益	**1,881**
販売費及び一般管理費	**1,918**
営業損失	**36**
営業外収益	**374**
受取利息	82
受取配当金	37
関係会社貸倒引当金戻入額	3
関係会社債務保証損失引当金戻入額	156
関係会社事業損失引当金戻入額	92
その他	3
営業外費用	**1,276**
支払利息	204
社債利息	19
支払手数料	4
関係会社貸倒引当金繰入額	1,003
その他	44
経常損失	**939**
特別利益	**31**
投資有価証券売却益	31
特別損失	**303**
投資有価証券評価損	3
投資有価証券償還損	25
関係会社株式評価損	274
税引前当期純損失	**1,211**
法人税、住民税及び事業税	△341
法人税等調整額	△17
当期純損失	**852**

株主資本等変動計算書

（2020年４月１日から
2021年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	4,024	30	42	72	190	11,785	11,976
事業年度中の変動額							
剰余金の配当						△274	△274
利益準備金の積立					27	△27	―
当期純損失（△）						△852	△852
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）							
事業年度中の変動額合計	―	―	―	―	27	△1,154	△1,126
当期末残高	4,024	30	42	72	218	10,631	10,849

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△397	15,676	78	78	15,754
事業年度中の変動額					
剰余金の配当		△274			△274
利益準備金の積立		―			―
当期純損失（△）		△852			△852
自己株式の取得	△5	△5			△5
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）			199	199	199
事業年度中の変動額合計	△5	△1,132	199	199	△933
当期末残高	△403	14,543	278	278	14,821

連結計算書類に係る会計監査報告　謄本

独立監査人の監査報告書

2021年５月31日

日本アジアグループ株式会社
　取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人

東　京　事　務　所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　鈴　木　真紀江　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　千　足　幸　男　㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、日本アジアグループ株式会社の2020年４月１日から2021年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本アジアグループ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項
　重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2021年４月28日開催の臨時株主総会において、8,234百万円の特別配当を行うことを決議した。
　当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
　監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
　監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係
　会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告　謄本

独立監査人の監査報告書

2021年５月31日

日本アジアグループ株式会社
　取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人

東　京　事　務　所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　鈴　木　真紀江　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　千　足　幸　男　㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、日本アジアグループ株式会社の2020年４月１日から2021年３月31日までの第34期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項
　重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2021年４月28日開催の臨時株主総会において、8,234百万円の特別配当を行うことを決議した。
　当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、2020年４月１日から2021年３月31日までの第34期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1)　監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2)　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月31日

日本アジアグループ株式会社　監査役会

常勤監査役　有働達夫　㊞

監査役（社外監査役）　小林一男　㊞

監査役（社外監査役）　吉本清志　㊞

以　上

株主総会参考書類

＜会社提案（第１号議案）＞

第１号議案　補欠監査役１名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役１名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案における選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意のうえ取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏　　名 (生 年 月 日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
上床竜司（うわとこりゅうじ） (1967年12月３日)	1994年 4 月　弁護士登録、あさひ法律事務所 2000年 4 月　あさひ法律事務所パートナー（現任） 2019年 6 月　株式会社イントランス社外監査役（現任） 現在に至る	0株

選任の理由

上床竜司氏は、弁護士として法務実務における高い専門性を有し、実務経験上監査を行う能力・識見において優れていることから、監査役の補欠として適任であると判断したため、同氏を補欠監査役候補者といたしました。なお、同氏は、過去に社外役員になること以外の方法で事業会社の会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により補欠監査役として、その職務を適切に遂行していただけると判断しております。

補欠社外監査役候補者に関する特記事項

上床竜司氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

上床竜司氏は、会社法施行規則第２条第３項第８号に定める社外監査役候補者であります。

独立役員に関する特記事項

上床竜司氏が監査役に就任した場合、当社は東京証券取引所規則の定める一般株主と利益相反の生じる恐れがない独立役員として届け出て、同氏は独立役員となる予定です。

責任限定契約の内容の概要

当社は、定款に監査役の責任限定に関する規定を設けており、上床竜司氏が監査役に就任された場合、同氏との間で、会社法第427条第１項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。本契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項各号に定める金額の合計額であります。

役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、当社取締役及び監査役を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を締結し、被保険者がその職務の遂行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害（株主代表訴訟及び第三者訴訟に係る訴訟費用及び損害賠償金を含みます。）を当該保険契約により塡補することとしております。ただし、法令違反のあることを認識して行った行為に起因して生じた損害は塡補されないなど、一定の免責事由があります。上床竜司氏が監査役に就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

＜株主提案（第２号議案）＞

第２号議案は、株主提案（１名）によるものでございます。

なお、本株主提案権行使者の議決権は1,400個であります。

株主提案に係る議案については、「当社取締役会の意見」及び「反対の理由」以外の部分は、提案株主から受領した内容を転記する方法により記載しております。

第２号議案　剰余金の処分の件

(1)議案の要領

① 議案の要領

2021年3月期の期末剰余金の配当として、普通株式1株当たり10円（前年度と同額）を、その他利益剰余金を配当原資として以下の通り配当する。

（ア）配当財産の種類

金銭

（イ）株主に対する配当財産の割当てに関する事項

当社普通株式1株につき 金10円

配当総額　　274,475,680円

ただし、上記の配当総額については、当社の発行済株式総数が27,763,880株、そのうち自己株式の数が316,312株であること（以下、ある時点における発行済株式総数から自己株式の数を控除した数を「基準株式数」といいます。）を前提としており、剰余金の配当にかかる基準日である2021年3月31日時点における基準株式数が変動した場合には、配当総額は、1株当たり配当金10円に当該基準株式数を乗じた額とする。

（ウ）剰余金の配当が効力を生ずる日

2021年6月30日

但し、上記は本株主総会の開催日が2021年6月30日であることを前提としており、開催日が変更される場合には、当該開催日の翌日に変更されるものとする。

（エ）配当金支払開始日

2021年7月21日
但し、上記は本株主総会の開催日が2021年6月30日であることを前提としており、開催日が変更される場合には、当該開催日後14営業日を経過した日に変更されるものとする。

② 提案の理由

当社は、稼働出力約250メガの再生可能発電設備を保有するエネルギー関連子会社を中核とした、優良会社です。その一方で、場当たり的ともいえる、デジタルカメラ製造会社ザクティへの投資の失敗、及びサンヨーホームズへの敵対的買収の失敗から業績は低迷していましたが、多額の損失を計上し、処理を進めてきたことで、業績は回復途上にあります。一連の投資失敗は資本コストに対する経営陣の意識の低さに起因しており、その是正のために、昨年の定時総会において、株主還元の目標設定を目的とした自己株式取得及び剰余金処分にかかる定款規定や、保有資産の鑑定評価の開示を含む中期経営計画の策定に関する定款規定の追加を株主提案させていただきました。しかし、いずれの提案も当社取締役会は反対しました。特に、株主還元にかかる剰余金の処分にかかる提案については、「業績に対応した水準であること、ならびに中長期的な視点から安定的に継続することを基本としつつ、競争力、事業環境、財務体質等を勘案し総合的に決定することを基本方針としております。」との理由で反対（昨年度定時総会招集通知48頁）されました。

2020年度第3四半期時点における業績は、前年同期の営業赤字1.26億円から営業利益14.91億円へと大きく改善しており、業績面からも安定性の観点からも2021年３月期末の配当を無配にする理由は見当たりません。

他方、以下に述べる通り、当社取締役会は過去1年間にわたり不合理な意思決定を繰り返しており、2021年3月期末の無配の決定も不合理な意思決定である可能性が否定できません。

① 低額のMBO価格に対する応募の推奨

昨年11月、当社代表取締役である山下哲生氏（以下「山下氏」といいます。）及び山下氏がその発行済み株式全てを所有するグリーンプロジェクト株式会社（以下「グリーンプロジェクト社」といいます。）、並びにカーライルグループによる当社の非公開化取引等を含む一連の取引（以下「本件MBO取引」といいます。）が公表されました。本件MBO取引にかかる一連の取引のファーストステップとしてカーライルグループにより、当社に対する公開買付け（以下「本件公開買付け」といいます。）が開始されましたが、本件公開買付けにおける買付価格

（以下「本件公開買付け価格」といいます。）は、当初600円と設定されておりました。当社取締役会は、本件公開買付け価格が２０２０年９月３０日時点の当社１株あたり純資産額を下回っているにもかかわらず、本件公開買付けに対して賛同する意見を表明するとともに、株主に対して応募を推奨しました（２０２０年１１月６日付意見表明報告書１５頁）。

しかしながら、当社の財務状況に特段の変化がないにも関わらず、後に本件公開買付価格が1,200円に引き上げられたことに照らすと、当初の本件公開買付価格は不当に低い価格であり、特別委員会を設置したことや、ファイナンシャル・アドバイザー及びリーガル・アドバイザーの意見を取得したことを踏まえても、当社取締役会による当初の条件による本件公開買付けに対する賛同の意見表明及び株主に対する応募の推奨は、不合理なものであったといえます。

② 非公開化の必要性に対する意見の変遷

加えて、当社取締役会は、本件MBO取引後に当社が継続して行う事業について、「リスクの伴う戦略的な意思決定を柔軟かつスピード感をもって行っていくために、本取引を通じて当社株式を非公開化するとともに（中略）山下氏が当社の経営により注力できる状況を作り出すことが、当社の経営改革の実現に向けて有効かつ不可欠な手段であることとの結論に至りました。」（２０２０年１１月６日付意見表明報告書１５頁）として、当社の非公開化が当社の経営改革の実現に不可欠な手段であると主張して、当社株主に対して本件公開買付けに応募することを推奨しました。

しかし、本件公開買付けが不成立となったのちに公表された「当社の企業価値の向上及び株主還元に係る施策等に関するお知らせ」において、上場を維持することの評価として「当社の経営方針及びこれを前提とする事業計画の内容は、マネジメント・バイアウト（MBO）により非公開化するのでなければ実現が不可能であるとまでは言えず」「上場を維持することは、上場維持に伴うコストが発生する一方、当社の経営陣が上場により形成される株価を上昇させるように努めるなど、メリットが認められること。」と述べ、非公開化を目指した本件公開買付けに対する応募の推奨のわずか４カ月後に、合理的な理由もなく非公開化に対する評価を変遷させており、意思決定の合理性を強く疑わせます。

③ 買収防衛策の発動に対する裁判所の評価

当社取締役会は、株式会社シティインデックスイレブンス（以下「シティ社」といいます。）による当社株式の買付けに対して、いわゆる買収防衛策を株主の

意思を確認することなく導入し、発動しました。コーポレートガバナンス・コード原則1-5は、買収防衛策の導入・運用については、適正な手続を確保するとともに、株主に十分な説明を行うべきと定めています。これは必ずしも株主総会の決議を要すると解されているわけではないものの、本件においては２０２１年３月１日に特別配当に関して臨時株主総会を開催することが取締役会により決定されており、買収防衛策の導入を決定した３月９日の時点では、臨時株主総会の基準日も決められていたのですから、導入または発動について臨時株主総会で株主の意思を確認することもできたと思われるところ、現在に至るまで株主の意思確認に向けた手続きは行われておりません。このような取締役会の行動に対して、本株主提案を発送する時点では最終的な結論は明らかではないものの、シティ社による買収防衛策の発動として決定された新株予約権の無償割当てについて差止めを求める仮処分が申立てられていたところ、東京地方裁判所により差止めの仮処分の決定がなされ、当社が申立てた保全異議の申立てについては東京地方裁判所により仮処分決定を認可する決定がなされ、現時点では裁判所により当社取締役会の行為の正当性が否定されている状況にあるといえます。

以上、当社取締役会は過去1年間にわたり不合理な意思決定を繰り返している以上、2021年3月期末の無配の決定についても、株主にその是非を問うべきと考えます。

加えて、上記の通り、2020年度第3四半期時点における業績は、前年同期の営業赤字1.26億円から営業利益14.91億円へと大きく改善しており、業績面からも安定性の観点からも普通配当を無配にする理由は見当たりません。

累進配当制度を導入する企業も珍しくなく、安定的かつ配当性向の引き上げによる株主還元は経営に対する信頼性を高め、長期安定的な株主の形成につながります。普通配無配を取りやめ、前年度と同額の10円を普通配当することで株主の信頼回復に努めることを求めます。

当社取締役会の意見

（1）当社取締役会の意見

取締役会としては、本株主提案に反対いたします。

（2）反対の理由

当社は、2021年３月１日付「当社の企業価値の向上及び株主還元に係る施策等に関するお知らせ」及び同日付「剰余金の配当（特別配当）、剰余金の配当（特別配当）及び

臨時株主総会招集に係る基準日設定並びに株主還元方針に関するお知らせ」にて公表いたしましたとおり、対象子会社の株式の大部分を戦略的に売却した後、JAG継続事業をコア事業とする「第二の創業」にチャレンジし、当社の企業価値の向上を目指すとともに、「第二の創業」に取り組むにあたり、当社のミッション及びビジョンをご支援いただいてきた株主の皆様に対する大幅な株主還元を実施していく方針を策定いたしました。

当社は、配当については業績に適応した水準であること、及び中長期的な視点から安定的に継続することを基本としつつ、競争力、事業環境、財務体質等を勘案し総合的に決定することを基本方針としておりましたが、上記各プレスリリースにて公表いたしましたとおり、現時点では、手元資金に加え、対象子会社の株式の売却による対価等を原資とし、企業価値向上の施策の実行に必要なJAG継続事業の再建・成長資金、一部の有利子負債の弁済資金等を除き、その全てを株主の皆様へ還元させていただくことを考えております。

その施策の一つとして、当社は１株当たり300円の特別配当を実施することを決定し、かかる議案を2021年４月28日開催の臨時株主総会に付議いたしました結果、当該議案は賛成多数で可決され、同月30日を効力発生日として、特別配当が実施されております。

当社としては、このような株主還元方針に基づき、期間損益も踏まえたうえで株主還元を行っていく予定であり、2021年３月22日付「2021年３月期配当予想の修正（無配）及び株主優待制度の継続に関するお知らせ」にて公表いたしましたとおり、同方針に基づき今後も十分な株主還元が実現できると考えたことから、同日開催の当社取締役会において、2021年３月期の期末配当については行わないことを決議いたしました。

このように、株主還元の具体的な内容や実施の時期については、当社の企業価値の向上及び大幅な株主還元の実施という株主還元方針に基づき期間損益も踏まえて検討のうえ決定する必要があると考えており、本株主提案に係る2021年３月期の期末配当を実施することは適切ではないと判断いたします。

以　上

第34回定時株主総会会場ご案内図

開催日時 **2021年６月30日（水曜日）午前10時**
※受付開始時刻は、午前９時30分を予定しております。

開催場所 **東京會舘　丸の内本舘７階　サクラ**
東京都千代田区丸の内三丁目２番１号

交　　通
Ｊ　Ｒ：・京葉線「東京駅」6番出口より徒歩3分
▶ 6番出口より直結の地下コンコースをご利用いただけます。
・「有楽町駅」国際フォーラム口より徒歩5分
・「東京駅」丸の内南口より徒歩10分
地下鉄：・東京メトロ千代田線「二重橋前<丸の内>駅」（代々木上原方面出口）
・東京メトロ有楽町線「有楽町駅」（和光市方面出口）
・都営三田線「日比谷駅」（高島平方面出口）
▶ B5出口より直結の地下コンコースをご利用いただけます。
・東京メトロ日比谷線「日比谷駅」（北千住方面出口）

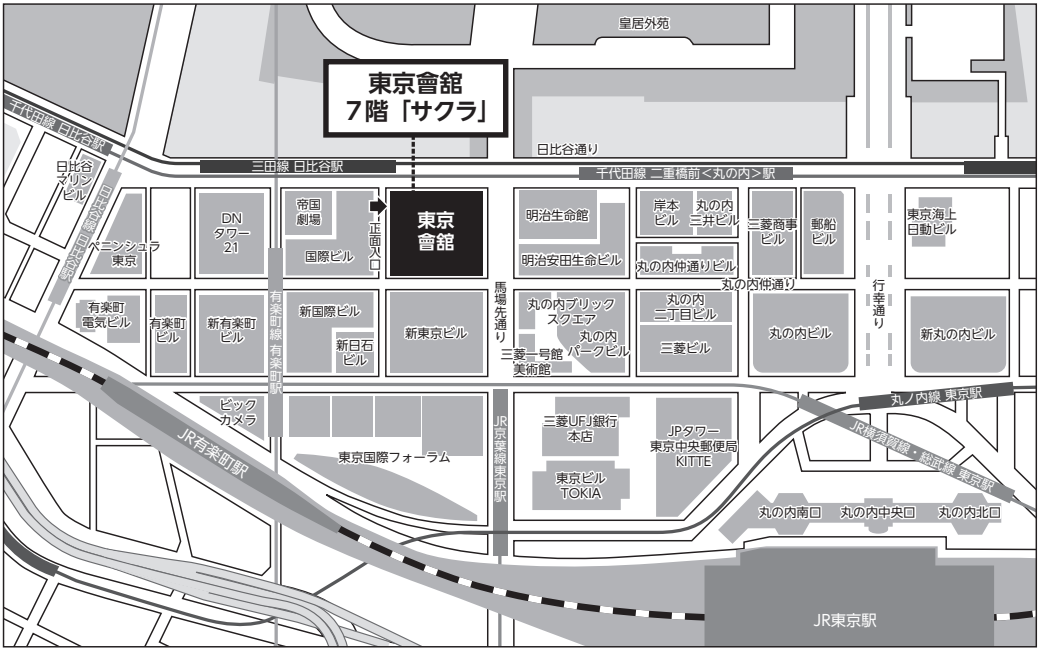

お問合せ先：日本アジアグループ株式会社 総務人事部　（電話番号：03-4476-8000）